

審 第 2 9 7 7 号
答 申 第 2 9 4 号
令和5年2月20日

千葉県教育委員会教育長 様

千葉県個人情報保護審議会
会 長 中 曾 根 玲 子

審査請求に対する裁決について（答申）

令和3年2月2日付け〇〇第〇〇号—1による下記の諮問について、別紙のとおり答申します。

記

諮問第275号

令和2年12月21日付けで審査請求人から提起された、令和2年10月21日付け〇〇第〇〇号で行った自己情報部分開示決定に係る審査請求に対する裁決について

答 申

1 審議会の結論

千葉県教育委員会教育長（以下「実施機関」という。）が令和2年10月21日付け〇〇第〇〇号で行った自己情報部分開示決定（以下「本件決定」という。）について、千葉県個人情報保護審議会（以下「審議会」という。）は、次のとおり判断する。

実施機関の決定は妥当である。

2 審査請求の経緯

- (1) 審査請求人は、令和2年10月7日付けで、実施機関に対し、千葉県個人情報保護条例（平成5年千葉県条例第1号。以下「条例」という。）第15条第1項の規定により、「〇〇年度千葉県〇〇の派遣」の募集に応じて私が提出した書類や私の選考過程で作成された書類・メモ等全て。私の選考に係る書類・メモ・データ等の全て。」の開示請求（以下「本件開示請求」という。）を行った。
- (2) 実施機関は、本件開示請求に対し、千葉県教育庁〇〇教育事務所（以下「〇〇教育事務所」という。）が保有する「〇〇年度千葉県〇〇派遣事業面接評定票」（以下「本件文書1」という。）、「書類審査採点表」（以下「本件文書2」という。）、「面接審査採点表」（以下「本件文書3」といい、本件文書1及び本件文書2と併せて「本件文書」という。）に記録された個人情報を特定し、本件決定を行った。
- (3) 審査請求人は、行政不服審査法（平成26年法律第68号）第2条の規定により、実施機関に対し、令和2年12月21日付けで本件決定について審査請求（以下「本件審査請求」という。）を行った。
- (4) 実施機関は、本件審査請求を受けて、条例第47条第1項の規定により、令和3年2月2日付け〇〇第〇〇号-1で審議会に諮問した。

3 審査請求人の主張要旨

- (1) 審査請求人は、審査請求書において、おおむね以下のとおり主張している。

ア 本件審査請求の趣旨

令和2年10月21日付け〇〇第〇〇号で行った自己情報部分開示決定に係る処分のうち、「別紙1・2（行政文書の件名・開示しない部分及び開示しない理由）により不開示とした処分を取り消す」との裁決

を求める。

イ 本件審査請求の理由

(ア) 審査請求人は、〇〇月末に千葉県教育委員会のホームページに載った「〇〇年度千葉県〇〇の派遣について」を見て、すぐ小学校の〇〇の採用を希望して「申込書」を出し、〇〇月下旬に面接を受け、〇〇月末になって「不採用」の通知を受けた。

その後、「不採用」の理由を知るため、担当の教育庁教育振興部学習指導課(以下「学習指導課」という。)に問い合わせたところ、十分な説明がないと思い、不採用に関する自己情報開示を行った。

(イ) しかし、「部分開示」された文書は、評価項目は読めたが、肝心の私への書類審査評定や面接評定(含む面接者名)が全面不開示(黒塗)であった。これでは、審査請求人への評定が正しいのかが確認できないと考え、不開示部分の開示を求めて審査請求を行った。

(2) また、審査請求人は、反論書において、おおむね以下のとおり主張している。

ア 反論書の趣旨について

後記4「実施機関の弁明要旨」に対する反論として、審査請求人を不採用と判断した資料を全面開示することでしか教育長の採否判断が公正だったのか否かは検証できない。千葉県の教育行政の公正さを証明するためにも、全面開示されなければならない。

イ 条例第17条第6号ハの適用の誤り

実施機関は、本文書を部分開示(ほぼ黒塗)した根拠として条例の「第17条第6号ハ」に該当するとしている。

条例第1条の趣旨から考えると、教育長による「評価、選考、判定」の公正さが疑われ、「信頼の確保」が揺らいでいる本件開示請求の該当文書に、条例第17条第6号ハを適用して情報隠しをすることは許されない。正しい手続きをしている書類であれば、積極的に全面公開することで、請求者の信頼を確保すべきである。それが第1条の基本的理念に合致する。

以上のことから、実施機関が条例第17条第6号ハにより不開示としたことが誤りである。

また、実施機関が、「評価等が開示されると、面接官が否定的な評価をありのままに記載することを躊躇したり、面接官の率直な意見が評定に反映されず、自由かつ率直な評価や適切な評価が困難になるなど、当該採用事務の適正な執行に著しい支障が生ずるおそれがある。」と述べている。採否の決定前であれば上記のような論理もあり得るが、通知以後であれば、むしろその採否判断が公平なものであることを明らかにす

ることになり、何ら支障はない。

個人情報については、本人への全面開示が原則でなければならない。

4 実施機関の弁明要旨

実施機関は、弁明書において、おおむね以下のとおり主張している。

(1) 弁明の趣旨について

審査請求人が提起した、本件審査請求については、これを棄却することが相当である。

(2) 事案の概要について

本件審査請求は、審査請求人から、本件開示請求を受け、千葉県教育委員会が本件決定を行ったところ、審査請求人がこれを不服とし、本件決定の取消しを求めた事案である。

(3) 処分（本件決定）の内容について

ア 本件審査請求に係る処分について

本件審査請求に係る処分は、令和2年10月21日付け〇〇第〇〇号で行った自己情報部分開示決定である。

イ 対象文書の特定制及びそれらの内容について

(ア) 対象文書の特定制について

本件開示請求を受け、本件文書を特定し、本件決定を行った。

(イ) 本件文書の内容について

a 本件文書1について

本件文書1は、〇〇教育事務所の面接官が審査請求人を面接した際に、面接で得られた情報を記入し、面接の評価を記録する目的で作成された行政文書である。

b 本件文書2について

本件文書2は、〇〇教育事務所が受検者の志望動機や勤務実績の有無を評価した結果を記入し、一覧表にまとめて学習指導課に送付する目的で作成された行政文書である。

c 本件文書3について

本件文書3は、〇〇教育事務所が受検者の面接結果を記入し、一覧表にまとめて学習指導課に送付する目的で作成された行政文書である。

(4) 本件決定の理由について

ア 不開示部分について

本件文書のうち、面接における各項目の評価や総合評定及び志望動機の各項目の評価(以下「本件不開示部分」という。)は、条例第17条第6号ハに該当するとして、それぞれ不開示とした。

イ 条例第17条第6号ハの該当性について

本件不開示部分はいずれも、県が行う〇〇の採用事務に関する情報であって、当該事務の性質上それらを開示することにより、評価者や面接官が自由かつ率直な評価を下すことが困難になり、当該事務の公正若しくは円滑な遂行に支障を及ぼすそれがある。

よって、条例第17条第6号ハに該当する。

(5) 弁明について

審査請求人は、「書類審査評定や面接評定（含む面接者名）が全面不開示（黒塗）であった。これでは、審査請求人への評定が正しいのかどうか確認できない」旨主張する。

しかし、上記(4)イのとおり、評価等が開示されると、面接官が否定的な評価をありのままに記載することを躊躇したり、面接官の率直な意見が評定に反映されず、自由かつ率直な評価や適切な評価が困難になるなど、当該採用事務の適正な執行に著しい支障が生ずるおそれがある。

よって、審査請求人の主張には理由がない。

5 審議会の判断

(1) 本件審査請求の趣旨について

ア 実施機関は、本件開示請求に対し、前記2(2)のとおり本件文書に記録された個人情報を特定して本件決定を行ったと認められる。

イ 審査請求人は、前記3(1)アのとおり、本件決定の取り消しを求めており、実施機関が本件決定で不開示とした情報は開示すべきとの主張であると考えられるので、以下、検討する。

(2) 個人情報の特定の妥当性について

審議会が事務局職員を通じてあらためて〇〇教育事務所に文書の探索を行わせたところ、本件文書に記録された個人情報以外に、本件開示請求に係る個人情報を〇〇教育事務所において保有していないことが確認された。

審議会としては、実施機関が本件決定において本件文書に記録された個人情報特定し、それ以外の個人情報を特定していないことに特段に不自然、不合理な点は認められず、その他、本件開示請求の対象となる個人情報が存在するような特段の事情も認められない。

(3) 不開示情報について

ア 本件文書1の不開示部分について

(ア) 本件文書1について

本件文書1は、面接官が審査請求人を面接した際に、面接で得られ

た情報を記入し、面接の評価を記録する目的で作成された行政文書であると認められる。

(イ) 面接官氏名について

- a 実施機関は、本件文書1で不開示とした情報のうち、面接官氏名について、条例第17条第6号ハに該当して不開示が相当であると主張するので、以下、検討する。
- b 審議会で見分したところ、当該情報は、当該面接を担当した面接官の氏名であり、人物試験における評価の信頼性及び妥当性が確保されるためには、面接官が受検者との面接の過程で、観察したことや感じたことについて、自由に記録を記載し、当該記録に基づいて率直な評定及び判定を行い得る状況が前提となっていると認められる。
- c そして、当該情報を開示すると、人物試験の結果に納得しない受検者等から当該面接官に対して、質問や苦情、いわれのない非難等がなされるおそれがある。その結果、面接官による受検者に対する適切な評価を困難にするなど、事務の公正若しくは円滑な遂行に支障を及ぼすおそれがあると認められる。

したがって、当該情報は、条例第17条第6号ハに該当し、不開示が相当である。

(ウ) 項目の評価欄及び備考欄について

- a 実施機関は、本件文書1で不開示とした情報のうち、項目の評価欄及び備考欄について、条例第17条第6号ハに該当して不開示が相当であると主張するので、以下、検討する。
- b 審議会で見分したところ、当該欄には、評価項目ごとの評価及び評価の理由が記載されており、各面接官が行う評価項目ごとの評価の適格性の判定の信頼性並びに妥当性が確保されるためには、自由かつ率直に評価を行い得る状況が前提となっていると認められる。

そして、当該情報を開示すると、面接官に対して、評価に対する質問や苦情、批判、いわれのない非難等がなされるおそれがあり、このような状況下では、面接官の観察や率直な意見が評価に反映されなくなる。

- c また、当該情報を開示すると、面接試験の評価基準が明らかになり、この情報を得た者は、当該試験を通過するために、本来の自分とは異なる人物像によって当該試験に臨むことが出来るようになる。その結果、面接官による受検者に対する適切な評価を困難にするなど、事務の公正若しくは円滑な遂行に支障を及ぼすおそれがあると認められる。

したがって、当該情報は、条例第17条第6号ハに該当し、不開示が相当である。

イ 本件文書2の不開示部分について

(ア) 本件文書2について

本件文書2は、〇〇教育事務所が受検者の志望動機に関する項目ごとの評価を記入し、一覧表にまとめて学習指導課に送付する目的で作成されたものと認められる。

(イ) 志望動機の各項目の評価について

a 実施機関は、本件文書2で不開示とした志望動機の各項目の評価について、条例第17条第6号ハに該当して不開示が相当であると主張するので、以下、検討する。

b 審議会で見分したところ、当該情報は、各項目の評価であり、評価者が行う各項目の評価の適格性の判定の信頼性並びに妥当性が確保されるためには、自由かつ率直に評価を行い得る状況が前提となっていると認められる。

そして、当該情報を開示すると、評価者に対して、評価に対する質問や苦情、批判、いわれのない非難等がなされるおそれがあり、このような状況下では、評価者の観察や率直な意見が評価に反映されなくなる。

c また、当該情報を開示すると、書類審査の評価基準が明らかになり、この情報を得た者は、書類を提出する際に、当該審査を通過するために、本来の自分とは異なる人物像によって当該審査に臨むことが出来るようになる。

その結果、評価者による受検者に対する適切な評価を困難にするなど、事務の公正若しくは円滑な遂行に支障を及ぼすおそれがあると認められる。

したがって、当該情報は、条例第17条第6号ハに該当し、不開示が相当である。

ウ 本件文書3の不開示部分について

(ア) 本件文書3について

本件文書3は、〇〇教育事務所が受検者の面接結果を記入し、一覧表にまとめて学習指導課に送付する目的で作成されたものと認められる。

(イ) 評定欄について

a 実施機関は、本件文書3で不開示とした各委員の評定欄について、条例第17条第6号ハに該当して不開示が相当であると主張するので、以下、検討する。

b 審議会で見分したところ、当該欄には、本件文書1の項目の評価欄の総合評定が転記されていることから、前記ア（ウ）b及びcと同様のおそれがあると認められる。

したがって、当該情報は、条例第17条第6号ハに該当し、不開示が相当である。

(4) 結論

以上のことから、「1 審議会の結論」のとおり判断する。

なお、審査請求人のその他の主張は、本件決定の適否に関する審議会の判断に影響を及ぼすものではない。

6 審議会の処理経過

審議会の処理経過は、次のとおりである。

審 議 会 の 処 理 経 過

年 月 日	処 理 内 容
令和3年2月2日	諮問書（弁明書の写しを含む）の受理
令和3年2月26日	反論書の写しの受理
令和4年10月20日	審議（令和4年度第3回第1部会）
令和4年11月24日	審議（令和4年度第4回第1部会）
令和4年12月15日	審議（令和4年度第5回第1部会）

千葉県個人情報保護審議会第1部会（五十音順）

氏 名	職 業 等	備 考
石井 徹哉	大学改革支援・学位授与機構研究開発部教授	部会長
川口 由起子	植草学園大学発達教育学部教授	
桐ヶ谷 敬三	千葉家庭裁判所調停委員	
永嶋 久美子	弁護士	部会長職務代理者